件名	堺市調査書誤記載検証報告書について
担当	総務部 総務課、教育政策課
	大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書誤記載が複数年発生した事案について、堺市調査書誤記載検証委員会での議論を踏まえ、教育委員会事務局において「堺市調査書誤記載検証報告書」をとりまとめ、令和4年9月26日に公表しましたので、報告します。 今後は、市長事務部局と連携した「調査書誤記載対策チーム」において、検証報告書の内容を踏まえた再発防止のための具体的な取組の検討や進捗管理を行います。
	【報告書の概要】 〇誤記載発生の原因(まとめ) (1) 学校 ・調査書作成事務の重要性の認識が低い。校務分掌や学年集団の枠組みを超え
	て積極的に関与しない風土が、校内の組織体制が形骸化する要因と想定される。 ・「事務作業は人が行う限り間違えるものだ」という前提で点検が行われてい
概要	ない。 ・誤記載のない学校においても、教員個人の自発的取組により防いでいた可能性がある。 (2)教育委員会事務局
	・重大なインシデントとしての対応が不十分で、重要性の認識の低さや対応力 に問題がある。
	・誤記載発生事案の要因の掘り下げが不十分で、マニュアル遵守に固執した。・市マニュアルの曖昧な表現、進路指導主事のみへの研修実施のほか、誤記載発生校の再発防止策を確認していないなど、学校に調査書作成事務を委ねてきた。
	〇再発防止策
	(1) 学校の課題に対して ・校長、教頭を含め教員の各役割を明確かつ厳格に示す。 ・業務に専念できる全市的な「時間」を設定する。
	・学校評価の項目に設定するなどで、認識を自ら高める仕組みを構築する。・検証内容を原則的に市マニュアルに落とし込む。

・公立高等学校出願前に調査書を生徒・保護者に開示する。

(2) 教育委員会事務局の課題に対して

- ・組織目標や人事評価などの認識や感度を高める制度的な仕組みを構築する。
- ・進路指導に関する事務体制を検討する。
- ・教員と連携して再発防止策を進める。作業工程の削減やシステム導入を検討
- ・市マニュアルが機能しているかの確認を行い、誤記載発生時はすべて公表す る。

- 添付資料 堺市調査書誤記載検証報告書
 - · 【概要版】堺市調査書誤記載検証報告書

【今後の主な取組】

調査書作成マニュアルの改訂・配付、教員研修の実施 · 令和4年11月

• 令和4年11月 事務局管理職向けリスクマネジメント研修の実施

・令和5年2月、3月 調査書の全市的な「時間」の設定(点検体制の構築)

懇談時の調査書事前開示の実施

堺市調査書誤記載検証報告書

令和4年9月 堺市教育委員会

目 次

۱۲	U		ı
第	1 1	章 調査書誤記載事案の検証について ・・・・・・・・・・・・2	2
	1	事案の概要	
	2	堺市調査書誤記載検証委員会の設置	
第	2 1	章 原因究明について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1	学校の対応	
	2	教育委員会事務局の対応	
	3	検証委員会の意見	
,	4	誤記載発生の原因(まとめ)	
第	3 ፤	章 再発防止に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 9)
	1	検証委員会の意見	
	2	学校の課題に対して	
	3	教育委員会事務局の課題に対して	
	4	おわりに (検証委員会より)	

堺市教育委員会では、「ひとづくり まなび ゆめ」の教育理念のもと、子どもたちが、学びを通して自分のゆめや目標をもち、自分も他人も大切にする心、大きな視野で主体的に判断し、柔軟に対応する能力などを身につけることをめざして、教育の充実に取り組んできました。子どもたちが進路を選択し、決定していくにあたり、中学校が行う進路指導とそれにかかる事務作業には、何よりも正確さが求められることは言うまでもありません。

しかし、平成 29 年度大阪府公立高等学校入学者選抜から令和 4 年度同選抜にかけて 6 年間連続で、市立中学校計 27 校が作成した調査書の「評定」や「活動/行動の記録」等に誤記載があり、その影響は 291 名に及びました。さらに、令和 4 年度同選抜においては 2 名の卒業生の合否結果が過誤となり、関係する生徒や保護者の生活に重大な影響をもたらしました。

このため、調査書誤記載事案の原因究明と再発防止等の検証を行うこととし、教育委員会 事務局に外部有識者からなる堺市調査書誤記載検証委員会を設置しました。

本報告書は令和4年6月28日、7月26日、8月26日の3回にわたり開催された同委員会の意見を踏まえ、教育委員会において作成したものです。

教育委員会事務局及び学校は、合否判定が覆った生徒・保護者の心情をそれぞれの胸に刻み、全員が当事者意識を持って内省しなければなりません。そのうえで、本報告書を踏まえた再発防止策に取り組み、再びこのような事案を起こすことなく、子どもたちのゆめの実現に向けて職責を全うしなければなりません。「誰かが適切に調査書を作成しているはず」「学校がマニュアルに沿って取り組んでいるはず」といった思い込みや希望的憶測に陥ることなく、「どの学校においても誤記載は起こりうるもの」「重大なインシデントを見逃さない」という基本認識のもと、絶えず緊張感をもって組織的な再発防止に取り組む必要があります。

第1章 調査書誤記載事案の検証について

1 事案の概要

1)入学者選抜制度の変遷

大阪府公立高等学校入学者選抜の変遷は以下のとおり。

選抜年度	概要
H26	学区が撤廃
H28	調査書の評定(対象は3年生のみ)が絶対評価(全国学力・学習状況調査を活用)/ア
П20	ドミッションポリシー※導入/前期・後期日程が撤廃され、原則一本化となる。
H29	評定の対象は2年生、3年生(2年生は大阪府チャレンジテスト結果が個人反映)に。
H30	評定の対象が全学年になる。
R2	評定において、学校の平均点により各校の評定の平均の範囲が定められる(令和5年度
K∠	選抜対象生徒より1、2年生のチャレンジテストの反映が変更)。

※アドミッションポリシー

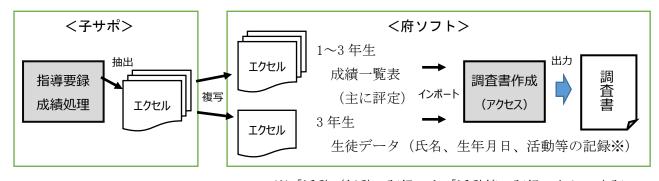
学校が求める生徒像、期待する生徒の姿を示したもの。志望校を決定する判断材料の一つで、受験 生が出願時に自己申告書を作成する際に参考とするもの。

2)調査書作成の概要

通常の成績管理は、校務支援システム(C4th)「子どもサポートシステム」(以下「子サポ」という。) を活用し、大阪府公立高等学校入学に要する調査書については、大阪府教育委員会が作成する調査書作成ソフト(以下「府ソフト」という。)により作成する(平成29年度入学者選抜から実施)。

中学校は、府ソフトに必要な成績データ(成績一覧表)等を作成し、3年時に調査書を作成する。このため、中学校では、子サポからデータを抽出し、府ソフトに成績データを複写するなどをして作業をすることとなる。なお、C4th は大阪市をはじめ府内自治体の教育委員会も利用している。

なお、作成マニュアルとして、本市「堺市調査書作成・点検マニュアル」、大阪府「調査書作成ソフトマニュアル」が中学校に示されている。



※「活動/行動の記録」を「活動等の記録」として表記。

<令和4年度公立高等学校選抜に関するスケジュール>

前年度まで	1、2年時の成績一覧表を各年度末に作成
2月1-2日、14-15日	公立特別入学者選抜出願 ← 調査書(3年生2学期まで)
2月10日前後	私立高等学校試験・合格発表
2月17-18日	公立特別入学者選抜試験

2月下旬	中学校で担任と保護者等が懇談
2月28日	公立特別入学者選抜合格発表
3月2-4日	公立一般入学者選抜出願 ← 調査書 (3年生3学期まで)
3月9日	公立一般入学者選抜試験
3月17日	公立一般入学者選抜合格発表

3) 誤記載の概要

年度	学校	選抜 種類	評定 影響	合否 影響	対象	概要	経緯	
H28	F	特別	0	_	1名	○評定の誤記載・子サポの修正漏れ	2月:懇談時に指摘	
	G	特別	_	_	5名	○活動等の記録の誤記載 ・府ソフトへのコピー誤り	3月:学校独自点検	
	Н	一般	0		1名	○評定の誤記載・修正前の調査書を提出	3月:全校一斉調査	
	Ι	一般	0	_	1名	○評定の誤記載・府ソフトで転入生評定を誤入力	3月:全校一斉調査	
H29	J	一般			1名	○生年月日の誤記載 ・入学時から子サポに誤り	3月:高校から指摘	
	K	一般			1名	○課程欄の誤記載・全員の課程欄を全日制で入力	3月:全校一斉調査	
	L	一般			1名	○生年月日の誤記載 ・入学時から子サポに誤り	3月:高校から指摘	
	M	一般	0		3名	○評定の誤記載・府ソフトで成績修正漏れ・成績一覧番号の並び替え誤り	3月:全校一斉調査	
	N	特別			1名	○課程欄の誤記載 ・府ソフトで課程欄の誤入力	2月:高校から指摘	
H30	M 一般 —			123 名	○QR コード印字漏れ ・同コードが必要との認識なし	3月:高校から指摘		
поо	0	特別	0		1名	○評定の誤記載・修正前データを読み込む	2月:生徒から指摘	
	Р	一般	一般 — 1名		1名	○活動等の記録の誤記載 ・府ソフトへのコピー誤り	6月:高校から指摘	
R1	F	一般	0	_	2名	○評定の誤記載・1クラス1教科で誤評価 3月:学校独自点3月:学校祖前一 <p< td=""></p<>		
DO	Q	一般	0	_	1名	○評定の誤記載 ・転入生の評定2教科を入れ替え	4月:高校(口頭開示) から指摘	
R2	R	一般	_	_	1名	○生年月日の誤記載 ・子サポで転入生を誤入力	3月:全校一斉調査	

年度	学校	選抜 種類	評定 影響	合否 影響	対象	概要	経緯
	S	一般		_	1名	○性別の誤記載 ・府ソフトで誤入力	3月:高校から指摘
	T	特別		_	1名	○生年月日の誤記載	2月:高校から指摘
	Т	一般			1名	・府ソフトで誤入力	3月:高校から指摘
R2	U	一般			1名	○QR コード印字漏れ ・同コードが必要との認識なし	3月:高校から指摘
	G 一角				2名	○活動等の記録・生年月日誤記載 ・府ソフトへのコピー誤り	3月:高校から指摘、 全校一斉調査
	V	特別		_	1名	○課程欄の誤記載・全生徒課程欄を全日制と入力	2月:高校から指摘
	A	一般	0	0	22名	○評定の誤記載(1名合否影響) ・成績一覧番号の貼り付け誤り	4月:卒業生(口頭開 示)から指摘
	В	一般	0	0	49名	○評定の誤記載(1名合否影響) ・誤って特別選抜用を利用	4月:全校一斉調査
	С	一般	0	_	4名	○評定の誤記載・修正前データを読み込む	4月:全校一斉調査
R3	D	一般	_	_	1名	○生年月日の誤記載 ・府ソフトで誤入力	4月:全校一斉調査
	Е	一般		_	1名	○性別の誤記載 ・府ソフトで誤入力	3月:高校から指摘
	13 校 ※	一般	_	_	63 名	○活動等の記録の誤記載・子サポ等の誤入力	6月:卒業生(開示 請求)から指摘 6月:全校一斉調査

[※]R3 13 校には、B, C, F, H, K, N, S, V 校が含まれる。

4) 誤記載のクロス表

①誤記載項目の分類

()内は件数

項目	誤記載の要因
評定(11)	修正失念(4)、転入生のデータ入力(2)、成績一覧番号の誤付与(2)、
	成績データの選択錯誤(3) ※下線は合否結果の過誤となったもの
活動等の記録(16)	PC 作業(16)
志願課程(3)	全員を一律入力(2)、区分の錯誤(1)
生年月日·性別(8)	元データ(1)、PC 作業錯誤(5)、転入生のデータ入力(2)
QR コード (2)	作業理解が不十分(2)

※作業工程における誤記載項目

	子サポ 作業時	子サポから府ソフト への加工時	府ソフト 作業時	合計
評定	2件	5 件	4件	11 件
活動等の記録	13 件	3 件	0 件	16 件
志願課程	0 件	0 件	3 件	3 件
生年月日/性別	3件	1 件	4件	8件
QRコード	0件	0 件	2件	2件
合計	18 件	9件	13 件	40 件

②令和3年度「活動等の記録」における誤記載項目

			誤記載の	あった項目		
	部活動名	競技種目	表彰· 資格内容	委員会等 活動名	活動学年 •年数	合計
1・2 年生時含む	6	1	2	33	18	60
3年生時のみ	0	1	1	10	0	12
合計	6	2	3	43	18	72

重複あり

※誤記載の主な事例

項目				誤った表記	正しい表記
部	活	動	名	バスケットボール部	剣道部
競	技	種	目	100m走	100mハードル走
表彰	• 資	格「	内容	準 2 級	2 級
委員:	会 等	活真	動名	生活委員	図書委員
活動:	学 年	• 4	年 数	2、3年生では	3年生では

※「活動等の記録(活動/行動の記録)」

高等学校入学者選抜において高等学校が合格者を決定するにあたり、ボーダーゾーン内の生徒について自己申告書と調査書の活動等の記録から、その高等学校のアドミッションポリシーに極めて合致するものを優先的に合格にするものとしている。

活動等の記録は、高等学校入学者選抜の大部分を占める特別・一般入学者選抜において、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価する観点から、各教科やその他部活動等、校内での日常生活を含む中学校での教育活動全般における活動及び行動の記録をできるだけ詳細に示して記載することとされている。

ポイント「1 事案の概要」

- ◆ 評定を中心に点検した結果、誤記載項目別では、6年間で評定の誤りが11件ある。
- ◆ 作業工程別では、活動等の記録については子サポ作業時、評定については府ソフト作業時と子サポ から府ソフト加工時での誤記載が多い。
- ◆ 活動等の記録の項目では「委員会等活動名」の誤記載が6割を占め、次いで複数学年の記載となる「活動学年・年数」が多い。

◆ 活動等の記録は、高等学校入学者選抜の大部分を占める特別・一般入学者選抜において、校内での 日常生活を含む中学校での教育活動全般における活動及び行動の記録を記載する。

2 堺市調査書誤記載検証委員会の設置

1)目的

大阪府公立高等学校入学者選抜調査書の誤記載が複数年発生した事案について、原因究明及び再発防 止策並びに組織運営等の検証を行うに当たり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市調査 書誤記載検証委員会を開催する。

2) 構成

学校運営、リスクマネジメント、行政法務、保護者の観点を有する外部有識者により構成する。

氏 名	役職等
竺沙 知章 (座長)	京都教育大学 大学院連合教職実践研究科 副学長・教授
太田 佳世	堺市 PTA 協議会 前理事
岡田 正次	金蘭会高等学校・中学校 校長
亀井 克之	関西大学 社会安全学部 教授
宮本 圭子	第一法律事務所 弁護士

(座長及び五十音順・敬称略)

3) 開催状況

① 第1回会議

日 時: 令和4年6月28日(火) 午後4時15分から午後6時00分

議 事:誤記載事案発生の原因について

② 第2回会議

日 時:令和4年7月26日(火) 午後1時00分から午後2時45分 議 事:誤記載事案発生の原因について、再発防止の方向性について

③ 第3回会議

日 時:令和4年8月26日(金) 午後3時15分から午後4時45分

議 事:検証報告書(素案)について

第2章 原因究明について

1 学校の対応

1) 誤記載発生校の概要(令和3年度)

※|下線|:マニュアル違反に該当するもの |波線|:左記を除く作業ミスに該当するもの

①A校(22名)

項目	概要		
内 容	1年生時の成績一覧表の番号及び評定の誤記載		
原因	○ 子サポから出力したエクセルデータ(子サポ自動付与:生徒管理コード順)に		
	1年生時に付与した府ソフト用の成績一覧番号を複写したが、同管理コードに		
	変更のあった生徒に気付かず、同一覧番号の複写に行ずれが発生した。		
	○ 調査書確認時に、成績一覧番号は3年生分のみを確認し、1、2年生分は確認し		

		<u>ていなかった</u> 。
	\circ	評定の点検は、子サポと子サポから転記した進路指導用資料により行い、子サ
		ポと調査書自体との点検は行っていなかった。
背 景	0	校長は作業内容をおおむね理解していた。教頭は作業を行った経験があった。
	\circ	校内で調査書作成事務の体制(「学籍・成績管理者」「調査書作成担当者」「各委
		員」)を明示していたが、 <u>役割分担の内容</u> や作業スケジュールは <u>明示せず</u> 。
	\circ	調査書作成担当者は同担当が1年目であった。手順の理解が不十分で調査書が
		子サポのデータが反映されているものと誤認していた。
	0	学籍・成績管理者は、当該事務を長年経験していたが、突発的な事務の関係で
		調査書作成担当者を支援する余裕がなかった。

②B校(49名)

項目	概要
内 容	3年生時の評定(一般入学者選抜において、特別入学者選抜用データを使用)
原 因	○ 調査書作成担当者が、子サポの成績データで特別選抜用データと一般選抜用デ
	ータをパソコン画面上で見比べたのち、誤って特別選抜用データを府ソフトの
	成績一覧表に反映。
	○ 同担当は府ソフトにより調査書を印刷し、各学級担任に評定以外を点検するよ
	<u>う配付した(評定は点検しなくてもよいと解された)</u> 。
	○ 各学級担任は評定以外を点検し、誤りを修正した。
	○ 最終点検で、点検用資料を子サポ資料ではなく、誤っている成績一覧表を使用。
背 景	○ 校長、教頭は作業内容をおおむね理解していた。
	○ 校長は、私立高等学校と特別入学者選抜の調査書については細部を確認した。
	○ 校内で調査書作成事務の体制(「学籍・成績管理者」「調査書作成担当者」「各委
	員」)を明示していたが、 <u>役割分担の内容</u> や作業スケジュールは <u>明示せず</u> 。
	○ 学籍・成績管理者、調査書作成担当者とも、調査書作成の作業経験はあった。
	○ 調査書作成担当者が当該事務の経験者であり過信していた様子。他の教員も同
	担当者に作業を委ね、点検の際も同担当者の指示項目のみを点検し、評定を複
	数の教員で点検しなかった。
	○ 校長は、調査書作成時期に校内の様々な対応に注力する必要があったことか
	ら、調査書作成担当者に作業や確認を委ねてしまった。

③C 校 (4名)

項目	概要		
内 容	1年生時の社会科の評定		
原 因	○ 令和元年度末、成績の修正があり、府ソフトで1年生の成績データを訂正し、		
	訂正後の成績一覧表を2年生のフォルダに保存した。1年生の訂正前の成績デ		
	ータは削除せず、1年生のフォルダには、訂正前の成績一覧表が残存した。		
	○ 校内でデータ管理が共有されないまま、令和3年度末の調査書作成の際、1年		
	生のフォルダにある訂正前の成績データを使用した。		
	○ 評定の点検は複数人で行ったが、作成手順の理解が不十分であるため、府ソフ		
	ト内(成績一覧表と調査書)で行い、子サポと調査書自体との点検は行わず。		

④D校(1名)

項目	概要	
内 容	生年月日	
原因	○ 子サポから府ソフトへのデータ移行時にコピー&ペーストを利用せず(できな	
	いと思っていた)、生徒データに生年月日を直接入力し、1名誤入力となった。	
	○ 生年月日に誤記載が発生する可能性があるという認識がなく、点検作業におい	
	ても間違いを見逃した。	

⑤E 校 (1名)

項目	概要		
内 容	性別		
原因	○ 府ソフトで生徒データを作成する際、1名の性別を誤入力していた(ドロップ		
	ダウンリストの選択を誤っていた)。		
	○ 5名で子サポと照合して確認したが、 <u>性別欄の確認が漏れていた</u> 。		

⑥活動等の記録誤記載13校(63名)

項目	概要
内 容	活動等の記録
原因	○ 活動等の記録は、生徒データ入力前に子サポに入力する学校と独自システムに
	入力する学校がある。
	○ 子サポへ入力する際に <u>誤った情報を入力</u> し、また本来 <u>複数人で行うべき点検・</u>
	<u>確認ができていなかった</u> 。
	○ 担任等が活動等の記録を作成する基となる資料として生徒からの申告書類を
	活用するが、申告書類と子サポ等との点検誤りや、子サポ等との点検を行って
	<u>いない</u> 事例もある。
背 景	○ 市マニュアルで記載する「基となる資料」の表現が分かりづらい。作業の「複
	数名」が作業者を含むのか、何名なのか、「必ず 2 度以上」の点検者は同一人
	物でよいのかを明示していない。
	<市マニュアル:活動等の記録 関連箇所>
	『作業については、すべて複数名で行うことを原則とし、必ず2度以上調査書作
	成事務に係る基となる資料(担任等が活動等の記録を作成する際に使用した資
	料、メモなど)と完成した書類との点検を行うこと。(Ⅲ調査書作成事務全般に
	係る留意事項:7頁)』
	『活動等の記録の記載内容が該当生徒の内容であるかを同記録の基となる資料
	とともに複数名で点検する。(V調査書作成事務について:17 頁)』
	『プリントアウトした調査書は、子サポに入力されているデータを基に点検作業
	を行う。点検は調査書作成担当者と学籍・成績管理者の2人で行い、1人が子
	サポのデータを読み上げ、他の 1 人が照合する。この作業を 2 回行う。(V調
	査書作成事務について:18頁)』

ポイント「1 学校の対応 1)誤記載発生校の概要」

- ◆ 市マニュアルや作業手順の理解が不足している。点検により誤記載が防止できるが、最初の誤入力 等の段階以外に、調査書作成の最後の段階でも点検ができていない。
- ◆ 校内の調査書作成事務体制が形骸化し、特定の教員の業務となっている。
- ◆ 活動等の記録は、生徒データ入力前に子サポに入力している学校と独自システムに入力している学校があり、学校により業務内容・フローが異なる。
- ◆ また、市マニュアルでは、「基となる資料と完成した書類との点検を行う」とあるが、調査書作成の 最終段階では「プリントアウトした調査書は子サポ入力データを基に点検作業を行う」とあり、表 現が統一されていない。「複数名」が誰のことで、何名なのかの定義も明確でない。
- ◆ 生徒からの申告のみにより活動等の記録を入力した学校がある。

2) 教員の意識

①令和4年度進路指導主事全体アンケート(6月下旬)

項目	割合		
調査書作成の経験	1年目 32% (R3 35%)、2年目 4	43%、5年目以上 18%	
市マニュアルについて	わかりやすい(やや含む)23%	わかりにくい(やや含む)74%	
スケジュールの校内共有	共有していた 54%	していない(あまり含む)24%	
相談できる人がいるか	いる (どちらか含む) 83%	いない (どちらか含む) 17%	
圧迫する業務	・授業、生徒指導、教材研究、部沿	動	
(自由記述)	・進路関係全般で期間が短い、調査	E書作成自体が煩雑	
	・学年主任、担任との兼務		
気を付けていること	・複数人、複数回の点検(複数回昇	となる職員での点検や担任も点検)	
(自由記述)	・懇談時に提示した評定と調査書の評定の一致		
	・委員会、部活動は3年時のみ記載	द्रे	

※進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整等に当たる(堺市立学校管理運営規則第16条第5項)。 原則、進路指導主事は調査書作成担当者として調査書の作成事務及び調査書の点検を行う。

②令和3年度誤記載発生校の事例

※下線:マニュアル違反に該当するもの 破線:誤記載要因のポイントとなるもの

<市マニュアル 調査書作成事務の体制等>

- 学籍・成績管理者は、校長の指示を受け、子サポに関わる成績事務をつかさどる。原則として 教務主任を充てる。
- 調査書作成担当者は、校長の指示を受け、学籍・成績管理者との十分な連携のもと、入学者選抜に係る調査書の作成事務をつかさどる。原則として進路指導主事を充てる。
- 調査書作成事務に係る組織体制は、校長のもと、教頭と学籍・成績管理者と調査書作成担当者 及び委員(各学年から)により構成する。
- 教頭は校長の指示・監督を受け、各事務を総括する。特に、あらかじめ定めた点検項目について、点検が手順通り確実に完了しているか確認を行うとともに、あらかじめ定めた段階ごとに進捗状況を校長に確認する。
- 必ず学籍・成績担当者と調査書作成担当者とは別の者を充て、相互に十分な連携をとり業務に あたる。

<事例1>

対象教員		概要
学籍・成績管理者	0	3年生の教科担当ではない。令和2年度に調査書作成の一部に携わり、府
		ソフトから調査書を出力した経験がある。
	0	市マニュアルに沿って作成事務の体制を定め、各担当教員に市マニュアル
		を配付し、チェックリストに従って作業するよう指示した。
	0	点検は学籍・成績管理者の役割ではなく、各担当教員が主体的に行うもの
		と捉えている。
	0	調査書作成担当者(2人体制)には、令和2年度の作業について口頭や書
		類で伝えていたが、作業についての確認を管理職も含めて行っていない。
		通常各教員は校務分掌ごとに主体的に業務に携わるものであり、初任者の
		教員でもない限り、他の教員が細かい確認をすることは少ない。
	0	評定は毎年度末に全学年で点検を実施している。このため、学級担任等は、
		調査書の評定は既に点検したものという感覚である。
	0	評定、出席日数など、数字に関わることには注意し、独自にマニュアルを
		作成して校内で共有してきたので、本事案に動揺している。
調査書作成担当者	0	3 年生の学年主任、教科担当である。成績一覧表の作成経験はあるが、調
		査書作成の経験はなかった。
	0	調査書作成担当者は、経験のある他の教員との2人体制だが、調査書作成
		はもう1人の教員が行い、作業を誤った。
	0	もう1人の教員が調査書及び点検用資料(誤った資料)を用意して、3年
		生の教員が2人1組で点検作業を行った。自身も点検作業に参加したが、
		<u>点検用資料の出元を確認していなかった</u> 。
	0	活動等の記録については、各学級担任が生徒の申告書類により独自のシス
		テム(生徒データへ入力するためのエクセル表)に入力したが、申告内容
		が正しいかどうかの確認は指示しておらず、各学級担任も申告内容が正し
		いかどうかの確認はしていない。
	0	誤記載発生は確認の甘さがもたらしたことと感じている。
3年生学級担任等	0	子サポの評定が調査書に繋がっているという程度の理解である。
	0	学級担任は、活動等の記録、志願書に関する作業、懇談と進路の確認等を、
		授業、学年末テスト、卒業準備等と同時期に行うため余裕がない。調査書
		に関しては調査書作成担当者の指示に従っている。
	0	スケジュールは示されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響によ
		り、行事の変更や生徒の欠席などでスケジュールどおりにはいかず。
	0	学級担任として評定の誤記載のある調査書だけを見て、基のデータと比較
		せずに記載内容に誤りがあるかどうかを気付くのは難しい。3年間で成績
		が上がる生徒もあり、大幅な数値の誤記載でなければ気付かない。

<事例 2>

対象教員		概要	
学籍・成績管理者	0	3年生の教科担当である。	
	0	市マニュアルは見たことがあるが、調査書作成の作業工程を十分理解して	

		おらず、調査書作成担当者が用意した資料が調査書と同じ内容であると信
		じて疑わなかった。
	0	同担当者との確認作業では、職員室にて、同担当者が用意した資料で行っ
		たが、資料の出元を確認していない。
	0	令和4年当初より教員欠員の代替として1年生の授業の割合が多くなり、
		調査書作成を同担当者や3年生学級担任等に任せてしまった。
調査書作成担当者	0	3 年生の教科担当である。調査書作成担当者の経験はない。
	\circ	以前(同担当者ではない)、調査書を点検したことがあるが、当時の調査書
		作成担当者が用意した点検用資料の出元は確認していない。
	0	令和3年度は、調査書作成経験のある管理職に確認しながら作業を進めた
		が、個々の内容確認はしていなかった。
	0	学年会議で調査書作成のスケジュールは共有できていたと思う。
	0	担当1年目で余裕なく、合理的に点検方法できると考えて、一覧表で確認
		できる資料(誤った資料)で学籍・成績管理者と点検したが、調査書自体
		<u>の確認はしていなかった</u> 。
	0	出力した調査書を学級担任・副担任に渡して、「評定は点検した」と伝え、
		評定以外の点検を依頼した。
	0	市マニュアルはどの時期に何をすればよいか分からず、市マニュアルを見
		ながらの作業を行わなかった。
3 年生学級担任等	0	調査書作成の作業工程を十分理解していない。
	0	評定の誤りが 1、2 年生であれば、3 年生の学級担任等が調査書だけを見て
		誤りに気付くことは難しいと思う。
	0	評定以外の項目については、子サポから出力した資料と調査書で学級担任
		と副担任が、空き時間に読み合わせまたは個別で点検をした(当学校では
		活動等の記録に誤りはない)。

<事例 3>

~事内 3/		
対象教員		概要
学籍・成績管理者	\circ	3年生の教科担当ではない。学籍・成績管理者の経験は長い。
	0	過去に同管理者として成績一覧表を作成し、調査書作成担当者と複数点検
		を行っていた経験あり。
	0	調査書作成担当者に点検実施を確認したところ、同担当者側で行うと答え
		られた。複数の教員で点検をしないはずはないので、誰かと点検している
		<u>ものと思った</u> 。
	0	調査書作成担当者が長年経験してきたと発言してきたことから、その人な
		りの手法があり、任せて大丈夫だろうと思い、同担当者に従いチェックリ
		ストの点検者欄に名前が書かれることも承諾した。
	0	3年生担当教員ではなく、(教員は学年集団で動くことから)同担当教員に
		主導的な態度をとっていない。
	0	調査書の誤記載が発生するとは思ってもいなかった。
	0	成績一覧表の作成状況を確認しようと思ったが、作業フォルダの場所が分
		からず、確認できなかった。

調査書作成担当者

- 3 年生の教科担当ではない。調査書作成担当者を長く経験、府ソフト導入 時から調査書作成に関わり、市マニュアルも読んでいる。
- 子サポと府ソフト間のデータ移行は独自でエクセル関数を入れて作業するなど工夫、これまで誤ったことがない。
- 市の研修での説明のあった誤記載事例は理解している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、作業スケジュールが予定より1週間 ほど遅れた。そのため、焦りと体調不良が重なり、作業ミスが発生した。 ただし、自身の作業で誤りが起こりうると想像していなかった。
- 市マニュアルでチェックリストが示されたが、項目が多く、新任の調査書 作成担当者向けと考え<u>遵守せず、複数点検を行っていない。2 人分の点検</u> 者欄には学籍等管理者の承諾を得て同管理者の名前を記載。
- 学級担任には、評定以外の項目の点検を伝えた。
- 最終点検は急いで点検用資料を用意したことから、<u>誤った資料を出した。</u> <u>点検作業には加わっていない</u>。

3年生学級担任等

- 調査書作成担当者の指示に対応していたが、統一感なく不安はあった。
- 子サポの評定がそのまま調査書に繋がるものと思っていた。
- 市マニュアルを紹介されたが、確認できていない。
- 同担当者が調査書作成で間違えるはずがないと思っていた。
- 最終点検時の点検用資料の出元を確認していない。
- 評定は通知表作成時に確認しているので、<u>調査書の点検時は、文章を作成</u> する活動等の記録を重視してしまった。
- 活動等の記録については、各学級担任は生徒が提出する資料を基に、子サポの記録と見比べながら入力した。
- 学級担任が調査書だけを見て、パソコンで打ち出された数字の変化に気付 くのは難しい。子サポから打ち出した懇談時の資料と調査書を点検すれば 防ぐことができたと思う。

まとめ

- ① 学籍・成績管理者、調査書作成担当者が3年生を担当していない場合、他の教員との意思疎通が弱くなる傾向がある。
- ② 学年を担当する教員集団が毎年持ち上がるため、学級担任等の調査書作成の作業工程の理解が深まらない。学級担任自身に余裕はない。このため、子サポの評定が直接調査書に繋がっていると思い込み、点検資料の出元を確認することもなく、同担当者からの指示に従うことになる。
- ③ 調査書作成担当者が独自の手法で事務を進め、学籍・成績管理者も是正できていない。作業工程の理解度や市マニュアルの遵守意識に課題。
- ④ 各教員は各校務分掌に主体的に業務に携わるという意識から、調査書とい う極めて重要な事務でありながら、新任の調査書作成担当者は他の教員か ら積極的な指導や支援が期待できない。
- ⑤ 学級担任等は子サポの評定を点検し、懇談資料でも確認しているが、調査 書作成の作業工程の理解度が低いため、点検の重要性に気付かない。
- ⑥ 評定の誤記載箇所について、3 年生の学級担任や教科担当が基となるデータと比較することなく誤記載を見抜くことは困難である。

③市立堺高等学校の事務体制等(参考)

入学者選抜事務	0	大阪府のマニュアルに従って入学者選抜事務(志願書記載情報及び調査書
		中の各教科評定等の処理等)を行っている。
	0	提出された志願書から調査書に受験番号を転記し、照合する。
	0	調査書に記載されている各教科の評定等を、2 台のコンピュータを使用し
		て、それぞれ選抜事務入力ソフト、自校ソフトに入力する。
	0	各コンピュータは、「読み上げる人」「入力する人」「入力されたデータが正
		しいか画面上で確認する人」の3人が1組になって入力する。
	0	選抜事務入力ソフトにデータを読み取る際には、調査書の QR コードを読
		み取ることで入力し、自校ソフトにデータを読み取る際には、同校では手
		入力で入力する。
	0	各データを印刷して、原本と一致しているかを読み上げて照合する。
研修体制	0	大阪府では教頭の参加を義務付ける悉皆研修が毎年実施されており、事例
		集を用いて、実際に生起した具体例で確認する。教頭が参加できない場合
		は、校長が参加する。府の研修に参加した後、教頭は各校で全職員を集め
		て、伝達研修を実施している。
	0	コンピュータ入力担当教員の研修も同様に毎年実施、同校からも代表が 1
		名参加し、学校で伝達研修を実施している。
まとめ	0	大阪府の公立高等学校では、統一されたマニュアルに基づいて実施してい
		る(2系統・複数人・明確な役割)。それはあくまで最低限であり、それよ
		りも厳しく運用することは可能だが、緩めることはありえない。
	0	出願時には、受験票と受験上の注意事項を記したプリント等と、「入学者選
		抜の成績の口頭開示の案内」を受験生に渡している。

ポイント「1 学校の対応 2)教員の意識」

- ◆ 進路指導主事を対象としたアンケートでは、市マニュアルが分かりにくいと思っている教員が7割 強。一方、約8割が校内で相談できる人がいると回答。
- ◆ 調査書作成担当者、学籍・成績管理者は、調査書作成事務において極めて重要な役割であるが、考えや行動、結果からみるとその認識が乏しい。
- ◆ 調査書作成事務組織体制の構成員の市マニュアル理解不足のほか、遵守しないリスクもある。
- ◆ 「事務作業は人が行う限り間違うものだ」という前提で点検・確認が行われていない。
- ◆ 他の教員のルール逸脱を知っていても是正ができていない。校務分掌や所属する学年集団による枠 組みを超えて積極的に関与しない風土が想定される。
- ◆ 調査書作成担当者の属人的業務となっていることや、校内で組織体制構成員の各役割が認識されていないことから、組織体制が機能していない。誤記載発生を未然に防ぐことができた学校においても、組織体制よりも個人の気付き・自発的取組が大きいと考えられる。
- ◆ 公立高等学校では厳格な点検体制を構築し、管理職と入力担当教員を対象とした悉皆研修を実施するほか、研修受講者に校内伝達研修の実施を必須としている。受験生徒には口頭開示を周知。
- ◆ 管理職や各教員の役割を厳格にするほか、各作成データのファイル名を示すなど、市で統一した具体的な指示を出す必要がある。

2 教育委員会事務局の対応

1) 進路指導担当について(堺市及び政令指定都市)

①堺市の状況

進路指導事務を所管する生徒指導課の担当事務としては、進路指導のほか、生徒指導、いじめ、学校安全、虐待、性暴力、部活動、体力向上(部活動と体力向上は令和4年度より他課に移管)に関する業務があり、生徒指導については指導主事1名が1から2の行政区を担当することとなっている。なお、学校教育部では業務横断的な「学校担当」制度を設けており、生徒指導課においても、指導主事1名につき2中学校区(2中5小)程度を担当している。

所属職員10名は、すべて指導主事(教員籍)であり、約半数が中学校籍である。

令和3年度、進路指導担当は4名であり、学校勤務時に進路指導主事を経験した職員はいない。

②政令指定都市の状況

政令指定都市20市において進路指導を所管する課やグループの他の業務は次のとおり。

所管の分類	自治体数	割合
教育課程・キャリア教育等	17 市	85%
生徒指導	3 市	15%

進路指導と生徒指導を同一所管とする課やグループは本市を含めて3市であり、17市において、進路指導は生徒指導と異なる所管となっている。なお、政令指定都市20市の平均では、進路指導主事経験者が担当課に配置されている割合は約11%であり、堺市を含め4市が0%である。

2) 入学者選抜に関する調査書作成と誤記載判明までのこれまでの流れ

入学者選抜と	教育委員会事務局	中学校
誤記載判明までの流れ	(生徒指導課)	十子仪
<11月頃>	・学校へ実施内容を説明し、適正な	・校長会が実施内容を情報収集し
大阪府公立高等学校入学	事務について研修を実施	共有
者選抜の実施内容が決定		
<2月頃>		・保護者等との懇談会を実施
中学3年生が進路を決定		・受験校へ提出する調査書を作成
し、高校受験を出願		

※ 調査書の誤記載が発生 ※

<願書出願後>	・指導主事を派遣し、状況を把握	·教育委員会事務局(生徒指導課)	
誤記載判明 (初動)	・大阪府に報告	〜報告	
	• 全校一斉調査実施	・作成調査書の点検	
 誤記載判明(状況把握)	・調査書再提出を中学校に指示	・高等学校に調査書を再提出	
缺	・大阪府に対応策を含めて報告	·教育委員会事務局 (生徒指導課)	
	・(合否影響の場合) 報道提供対応	へ対応策も含めて報告	

3)誤記載が判明した際の教育委員会事務局内の報告等

- 例年、調査書の誤記載が判明した際、生徒指導課は当該校からの報告を受け、教育長まで報告を 行っていた。その後、大阪府教育委員会に報告している。
- 平成 29 年度、中学校 7 校で調査書の誤記載が発生した際は、当該事案の概要を市長まで報告。その際も入学者選抜の合否に影響がないことから報道提供は行わなかった。なお、このような判断について、以前からの踏襲なのか、この事案のときに決めたのかの時期等は不明である。

- 入学者選抜の合否に影響しない場合は、教育委員会事務局内での状況の共有で留められており (平成29年度分と令和3年度分のみ市長に報告)、令和3年度分を除き教育委員への報告は行わ れていない。
- 令和2年度全校一斉調査後に、当時の教育長が生徒指導課に対して厳正に対処するよう指示したが、生徒指導課は、人事担当課と協議、合否に影響のなかった過去の事例との関連から誤記載のあった学校の処分は行われなかった。なお、この結果が当時の教育長までフィードバックされていたかについては、その記録がなく不明である。
- 令和3年4月、前年度全校一斉調査で報告されなかった追加の誤記載が判明したQ校について、同年4月に就任した教育長まで報告は行ったが、この事案が「全校一斉調査後の追加報告であること」「令和2年度の事案に対して前教育長から厳正に対処するよう指示があったこと」を踏まえた説明はなかった。また人事担当課との協議を行っていない。これらについて、教育長報告までにライン組織(局・部・課)で適正な判断に向けた十分な議論があったかは、記録もなく不明である。

4) 誤記載が判明した際の学校に対する主な指示等

- 誤記載が判明した際、当該校への聞き取りを行い、顛末書の提出を指示し、生徒指導課長が市マニュアルの履行について指導。顛末書に記載された対応策の実施についての確認はしていない。 【指導内容:以下の(ア)のとおり】
- 平成29年度の事案を受け、平成30年度に堺市の独自のマニュアルを作成し、進路指導主事を対象として調査書作成の研修を実施し、その後も研修を実施している。
- 令和元年度の事案を受け、令和2年度には同マニュアルを改訂し、進路指導主事向けに同誤記載 事例を周知した。以後、前年度の誤記載事例について周知している。

【指導内容:以下の(ウ)のとおり】

● 令和2年度の事案を受け、令和3年度に同マニュアルを改訂し、進路指導主事向けに事例周知し、 あわせて全中学校長に対しても調査書が生徒の将来に関わる重大な書類であること、誤記載が信 用・信頼を失うこと、懲戒処分や訴訟にもなりうることから誤りのないよう指導した。

【指導内容:以下の(イ)(ウ)のとおり】

【補足】令和3年度学校への指導内容

	区分	時期	指導内容		
	(ア)	R3. 6	生徒指導課職員が、全校の進路指導担当教員で構成される進路指導部会で留意		
			点、失敗事例(概要)を説明。		
	(1)	R3. 7	生徒指導課長が、全校長に留意点、誤記載事例、処分もありうると説明。		
	(ウ)	R3. 10	生徒指導課職員が、進路指導部会で業務内容、失敗事例(概要)、作成の流れ、市		
			マニュアル改訂ポイントを説明。市マニュアル改訂版を配付。		

5) 生徒指導課職員への聞き取り(概要)

主な事項		生徒指導課職員(平成 28~令和 4 年度在籍職員のうち 4 名)
調査書の重要性	0	進路に関する業務は最重要であり、調査書作成の時期ともなれば、担当職員
に対する認識		を中心に全課員が緊張感をもって業務に従事してきた。
誤記載に対する	0	市マニュアルを遵守して作業を行えば、誤記載は発生しないと考えている。
認識(原因)	0	学校が多忙であったとしても調査書作成にあたっては、複数の担当者で点

		検しなければならないし、それで誤記載は防ぐことができる。
	0	各学級担任が最終的に責任をもって点検すれば修正することができる(た
		だし、学級担任の位置づけ等は市マニュアルには明記されていない)。
	0	性別や生年月日等の記載を間違うことはあり得るが、特に評定と活動等の
		記録は誤りがあってはならない。
誤記載に対する	0	誤記載が発生した場合には、大阪府教育委員会から問われるだけでなく、本
認識 (重大性)		市としても全校調査は必要だと考えている。
	0	調査書の誤記載は、結果として合否に影響がないのであれば、報道機関や人
		事担当への情報提供までは考えていなかった。
調査書作成の作	0	学年主任、学級担任は毎年入れ替わるうえに、進路指導主事も交代していく
		ことが多いので、調査書作成に関するノウハウが蓄積され難い。
業内容に対する	0	チャレンジテストによる評定の変更や、調査書作成の作業工程が変更とな
認識		り、その詳細を理解していない管理職・教員がいる。
調査書の誤記載	0	市マニュアルの遵守と、校長会や進路指導部会との連携。
を無くすために	0	調査書提出前に、指導主事が全中学校での最終点検に立ち会う。
必要なことに対	0	誤記載を生起した当該中学校の校長に対して、教育委員会事務局の局長等
する認識		からの指導を行い、危機感を喚起すること。

ポイント「2 教育委員会事務局の対応」

- ◆ 誤記載事案の改善や公表の是非に係る意思決定等について記録を残していない。
- ◆ 令和2年度の誤記載発覚時や追加の誤記載発覚時において、抜本的に対応を変えることができる機会であったが、ライン組織での適正な判断に向けた十分な議論がされたかが不明であり、結果として教育委員会事務局の対応を変えることはなかった。
- ◆ 顛末書に記載された対応策の実施について確認をしていない等、実効性を担保する意識が薄い。
- ◆ 誤記載の原因について、学校が市マニュアルを遵守できていないこと以外に幅広く踏み込んだ検討がなされていない。
- ◆ 性別や生年月日等、調査書の項目内容によっては記載誤りもやむを得ないと捉えていた。
- ◆ 平成 28 年度より連続して発生していた誤記載について、合否に影響する重大な事案になっていた かもしれないという思いに至っていない。

3 検証委員会の意見

1) 学校

- ◆ 教員が市マニュアルを理解していないことに対する本質的な原因解明が必要である。
- 管理職や教員は、今一度、進路指導の重要性を再認識する必要がある。
- 教員のチェック体制やチェックそのものが形骸化していた。
- 管理職の仕事は、自ら点検するのではなく、チームが機能しそうなメンバーを選出すること。誰が何をするかを認識して PDCA を回すこと。また、ミスの発生に気付く必要があり、実効性のある体制の構築を校内で考えなければならない。
- 教員全員が、入試に向けての大きな流れと役割を共有する必要がある。1 年生の学級担任は、教 科担当として3年生を教えている可能性もある。縦糸と横糸のネットの網ができるだけ密になる ことが大事である。そのうえで、中心メンバーが PDCA を回していくこと。
- 思い込みが起こるということは、普段からコミュニケーションが十分取れていないということ。

- 活動等の記録については、生徒の3年間が、この文字に表れているという意識が大切である。合 否に影響を与えるものではなかったという処理ではなく、一つでも点検できていないことが、す べてに繋がっているという意識が大事である。
- 保護者にとっては、調査書に誤りがあること自体考えたことがない。今回の件は相当ショックな 出来事である。

2) 教育委員会事務局

- 本委員会は責任追及ではなく、原因究明に専念し、今後の改善策を検討することが大事である。
- 市マニュアルが学校で機能しているかを確認するといった PDCA は教育委員会事務局の業務。
- 進路指導主事の7割強が市マニュアルを分かりにくいと回答。これまで改善の動きや話し合う機会はなかったのであれば、教育行政や学校経営が上手くいってない。教員の声が教育委員会事務局に届けられ、改善が図られるような動きがないことについて、よく振り返ってもらいたい。
- 市マニュアルの頁数が多く複雑。現場の教員の意見を踏まえ、使い勝手の良いものにすること。
- 調査書作成の作業工程そのものが分かっていない、何をしないといけないのかを理解していない ことが誤記載の原因であり、進路指導主事に限らず、業務を理解すべき人・分かっていないとい けない人に対して研修をしなければならない。
- 教育委員会事務局に、校長がやってくれている、市マニュアルに則ってやっているはずだという 思い込みがあったと思われる。学校における調査書作成担当者と管理職や他の教員との関係と同 様に、教育委員会事務局と学校の関係も同様の構図となっている。
- 誤記載が判明した際、それが重大な誤記載に繋がるかもしれないということに気付く必要がある。
- 誤記載事案が生起したのは、進路指導と生徒指導の所管が一緒だからというよりも、本事案に対しての受け止めと整理の仕方、思い込みの払拭の積み重ねが重要である。
- ◆ 教員の処分が抑止力の一つになり得たのではないか。
- このような危機的状況からしっかり対応することで、信頼回復に繋がると考える。

4 誤記載発生の原因(まとめ)

1) 学校

① 組織としての課題

調査書作成事務が調査書作成担当者の属人的業務となっていることや、組織体制構成員の各役割が認識されていないことから、管理監督者、業務指示者となる管理職や、組織体制の中心となる学籍・成績管理者、調査書作成担当者における当該事務の重要性の認識は低い。

組織体制が形骸化する要因としては、校務分掌や所属する学年集団による枠組みを超えて積極的に関与しない風土が想定される。

組織体制の構成員以外となる学級担任や教科担当に点検等を指示する場合、調査書作成事務の重要性・要点や指示内容を認識させることができていない。

② 誤記載発生の誘因

市マニュアルが分かりにくいと思っている教員が相当多くおり、調査書作成の作業工程の理解度 の低さに繋がっていると考えられる。このことにより、調査書作成担当者を含めて組織体制の構成 員の市マニュアルの理解不足のほか、市マニュアルを遵守しないリスクが生じていると考えられる。

「事務作業は人が行う限り間違えるものだ」という前提で点検・確認が行われておらず、他の教員のルール逸脱を知っていても是正ができていない。

③ 誤記載の内在

教育委員会事務局では、現在、調査書作成にあたって、進路指導主事以外への研修を行っていない。また、研修を受けた進路指導主事から構成員に対しての伝達研修も必須とされていない。このことは、調査書誤記載が発生していない学校において、組織による持続的な取組ではなく、教員個人の気付きや自発的な取組により誤記載を防いでいたにすぎない可能性がある。

2) 教育委員会事務局

① 組織としての課題

毎年、調査書で評定等の誤記載が発生していることについて、合否影響の可能性を想定した重大なインシデントと捉えられなかった。これまでの意思決定等について記録がなく、令和2年度に実施した一斉調査で報告されず後に追加で誤記載が発覚した中学校についても、教育長への適切な報告や人事部局との厳正な対処に向けた協議はなく、ライン組織(局・部・課)で適正な判断に向けた十分な議論があったかは、記録もなく不明である。結果として、正確な情報を教育委員会事務局内で共有できていない。

これらの対応から、組織としての業務への重要性の認識の低さや対応力に問題があったと考えられる。あわせて昨今、いじめ認知件数や不登校件数は増加しており、進路指導に対する担当課のプライオリティが相対的に低下し、十分な対応ができなかった可能性も考えられる。

② 硬直した対策

誤記載発生事案の要因の掘り下げが不十分で、学校が市マニュアルを遵守すれば誤記載を防ぐことができるはずだという思い込みに固執し、「なぜ市マニュアルが遵守できないのか」「なぜ管理職は事務の重要性の認識を高く持てなかったのか」や、「誤記載は起こりうるもの」の観点をもって踏み込んだ対策の検討を行っていない。

③ 緩慢な対策

市マニュアルにおいては、文章量やチェック項目が多いものの、組織体制の構成員の役割の具体的な時期・内容や、学級担任を含めた他の教員の役割や調査書作成の作業工程(点検者含む)の表現が曖昧である。また、項目によっては学校任せになっている。

調査書作成は校内での組織体制構成員を中心としたチームで対応すべきものでありながら、市マニュアルも対象者や役割に応じた活用方法等を考えて作成されていない。研修も進路指導主事のみに限定しており、校内での伝達研修も必須とされていない。

誤記載発生校が実施するとした再発防止策の実施確認を行っておらず、事後の対応を学校に委ねており、指導ができていない。

事案が学校に委ねる内容なのか、教育委員会事務局が状況把握または指導・助言すべき内容なのかについて、適時・的確に判断がされていない可能性も考えられる。

第3章 再発防止に向けて

本市では、過去 6 年間にわたり調査書誤記載を防止することができず、2 名の生徒の入学者選抜の合否 結果に過誤が生じた。このような事案は一切許されることなく、検証委員会での検証をもとに、学校及び 教育委員会事務局において誤記載の再発防止策を講じる必要がある。

調査書作成事務は生徒の進路を保障する重要な事務である。事務の誤りによる合否結果の過誤は、関係する生徒や保護者の生活に重大な影響をもたらし、本市学校教育への信用失墜に繋がるため、教育委員会事務局及び学校は、真摯に向き合い、その責務を果たす必要がある。

また、誤記載事案の公表については、「合否に影響あれば公表する」という取扱いが継承されてきたが、 このことは根本的な対策が取られていないことにも起因する。今後は調査書作成事務の重要性や責任、誤 記載事案の生徒・保護者への影響や社会的な関心を踏まえた対応が必要である。

1 検証委員会の意見

1) 学校

- 生徒や保護者から寄せられる「学校(教員)の業務に間違いがない」という信頼のもとで教育活動が行われていることを、管理職や教員は常に意識し、それを基本として対応を検討してほしい。
- 校長や調査書作成担当者などは「事務作業には間違いがあるものだ」という認識のもと、それ ぞれの立場での役割分担を理解すること。
- 調査書作成ルールは、市で統一するなど例外を認めないようにするべきである。校長の関わり 方や読み合わせの際には「声を出す」のような具体的な点検方法を明記する。校長も、市のル ールという理由があれば、校内で説明しやすくなる。
- 市マニュアルを遵守しない教員に対しては、服務規律違反であるということを理解させること や、集中するための作業時間の設定などの外形的な仕組みが必要である。
- 調査書を作成するために、教員に時間的余裕を持たせる、集中してもらうための時間設定を検 討することは良いことである。
- 活動等の記録は、生徒が中学3年間で何をしてきたかという事実を記載し、それに対する所見を書くという整理の仕方である。
- 特別入学者選抜と一般入学者選抜において、調査書を生徒や保護者に事前に見せることは効果的である。情報公開を進めていこうという時代の流れからも当然でもある。また、保護者にとっても子どもに対する客観的な評価について話をする機会としても意味がある。
- 調査書作成という重要な業務において、重要度の認識を組織で共有できていないことは問題であり、本事案に限らず、学校が自ら組織力、マネジメント力を高めていく必要がある。

2)教育委員会事務局

- 教育行政は、学校と教育委員会事務局の双方向でないと良くならない。現場の声を生かして、組織改善や制度改善に繋げることが、教育行政の役割である。
- 学校と意思疎通を図ること、教員の声が教育委員会事務局に届くようにするにはどうしたらよいのかについても、問題意識を持つこと。
- 教員同士が、相互に助け合えるような体制を作ってほしい。そのためには、管理者やミドルリー ダーを育成していくということを地道にやっていかないといけない。
- 様々な生徒指導事案にほぼ毎日追われている点と、入試という子どもたちの進路を考えたときに、

何らかの役割分担は必要。所管を分担したから誤りが起こらないではなく、誤りが起こりうる状況の共有や役割を整理すること。

- 教育委員会事務局自身の内省を学校に示すことが、再発防止に向けて重要である。
- 今後は学校の危機意識の醸成が課題であることや、社会的関心の高い事案であることから、誤記載があれば公表するという姿勢を示すことが重要である。

2 学校の課題に対して

1)組織としての課題

マネジメントが行き届かないために、調査書の作成が属人的な業務となっている場合は、事務全体の 正確性や効率性に欠けるだけではなく、業務が継承されないこと、作業誤りやルール逸脱の是正がされ ないことなど、誤記載の危険性が高まる。

調査書作成事務に向けた組織体制の構築が必要である。管理職、学籍・成績管理者、調査書作成担当者、その他教員に対して調査書作成事務は生徒の進路保障に大きな影響があるという認識を高め、自ら課題解決を図る仕組みの構築が必要である。

これら誤記載発生の原因を踏まえ、次の対策を講じる。

- 市マニュアルを全面改訂し、校長・教頭を含め各教員の役割を明確かつ厳格に示す。
- 悉皆の全体研修を毎年必ず実施し、ルールが「常識化」することの徹底や、校内での伝達研修の 必須化や役割に応じた実務研修を実施する。
- 各校の調査書作成組織が集中して業務に専念できる全市的な「時間」を設定する。
- 学校評価の目標項目に設定するなどにより、管理職と各教員の認識を自ら高める仕組みを構築し、 学校マネジメント力を向上させ、正確な事務遂行に繋げる。

2) 誤記載発生の誘因

市マニュアルが分かりづらいことから、調査書作成担当者の作業工程の理解度が低く、他の教員の理解不足や市マニュアルを遵守しないリスクが生じるほか、間違いが起こりうる作業であるという認識がなされていない。

これら誤記載発生の原因を踏まえ、次の対策を講じる。

- 市マニュアルを現場教員の意見を聞くなどして利用しやすい内容に全面改訂し、「事務作業は人が行う限り間違えるもの」であること、誤記載が生徒の人生に多大な影響を与えることなどの認識を高める工夫や、重点項目・遵守事項を明示する。
- 活動等の記録の記載にあたっては、受験する生徒のよりよい進路の実現のため、学校として最大限の努力を惜しまないという認識のもと、作成過程における遵守事項を明示する。

3) 誤記載の内在

誤記載発生状況を踏まえると、誤記載が発生していない学校においても起こりうると考えられ、組織による持続的な取組ではなく、調査書作成担当者等の教員個人の気付きや自発的な取組、工夫により誤記載が防がれていた可能性がある。あわせて生徒・保護者の信頼を取り戻すためにも万全を期す必要がある。

これら誤記載発生の原因を踏まえ、次の対策を講じる。

- 本検証内容を原則的に市マニュアルに落とし込むことで、市マニュアルを主とした誤記載再発防 止の仕組みを構築する。
- 公立高等学校への出願前に、懇談時等を活用して、作成した調査書を生徒・保護者に開示する。

3 教育委員会事務局の課題に対して

1)組織としての課題

長期間にわたり調査書誤記載が発生していることについて、重大なインシデントとして捉えられていない。市マニュアル遵守以外に業務改善に向けた取組もなく、適正な意思決定がなされてきたか不明である。結果として、正確な情報を教育委員会事務局内で共有できておらず、組織としての業務への重要性の認識の低さや対応力に問題があったかと考えられる。

これら誤記載発生の原因を踏まえ、次の対策を講じる。

- 所掌事務の課題対応と文書主義などの行政マネジメントの浸透、組織や担当者の認識や感度を高めるため、行政組織運営やインシデントなどの研修の実施のほか、組織目標の設定や人事評価などの制度的な仕組みを構築する。
- 市マニュアルが機能しているかなど、再発防止策について進捗管理の仕組みを構築する。
- 同質性の高い組織から、多様な視点をもった組織に転換させるため、ライン組織だけではなく、 事務局内の他の組織(総務部や教職員人事部)と共有する。
- 教育委員会事務局における進路指導に関する事務体制を検討する。

2) 硬直した対策

長年誤記載が発生していたにも関わらず、学校が市マニュアルを遵守すれば防ぐことができるという 思い込みに固執してきた。複数の事案の共通の原因を解明することや、対策の検討が不十分であった。 これら誤記載発生の原因を踏まえ、次の対策を講じる。

- 関係部署において検証委員会の検証を理解する機会を設け、業務の捉え方の改善を図る。
- 再発防止に向けては、進路指導部会等、教員と連携して進める。
- 子サポから府ソフトへの作業工程で誤作業が発生するため、作業工程の削減やシステム導入の検討など、誤作業発生リスクの低減を図る。

3)緩慢な対策

市マニュアルの記載内容は発生した誤記載項目を重視するあまり、各教員の役割や作業における表現の曖昧さ、また、大量のチェック項目など、学校で市マニュアルが活用されやすいかの視点に課題がある。このことは、教育委員会事務局の「学校がしっかり履行するだろう」との考えによるものがある。また、"調査書の項目内容によっては記載誤りもやむを得ない""重大な事案に至らず良かった"といった考えが、迅速な対処に繋がらず誤記載防止の緩慢な対策の要因の一つになったと考えられることに加え、事案が学校に委ねる内容なのか、教育委員会事務局が状況把握または指導・助言すべき内容なのかについて、適時・的確に判断がされていない可能性も考えられる。

これら誤記載発生の原因を踏まえ、次の対策を講じる。

- 誤記載発生校の再発防止策の実施状況の確認や、学校の点検作業を確認するなど市マニュアルが 機能しているかの確認を行う。
- 調査書作成業務の重要性を鑑みると評定等の項目に軽重がないことや、教育委員会事務局と学校の認識を高めるため、誤記載が発生した場合は合否影響に関わらず公表する。

4 おわりに(検証委員会より)

まず、教育委員会事務局と学校には、二度と同じ過ちを繰り返さないでいただきたい。本報告書を踏まえ、再発防止策の具体化と実施に全力を傾けなければならない。そして、本事案から、一つ間違えば重大な事態に繋がるといった危機管理意識を高めることや、教育委員会事務局が教育行政としての職責を振り返り、襟を正し、学校マネジメントの在り方を見直してほしい。これらのことにより、よりよい教育行政や教育活動に繋げていただきたい。

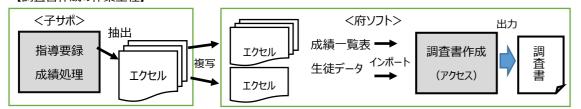
以上

【概要版】堺市調査書誤記載検証報告書

第1章 調査書誤記載事案の検証について

- ・平成 28 年度から令和 2 年度にかけて 20 校、令和 3 年度は 16 校において、大阪府公立高等学校入学に要する調査書の誤記載があった。
- ・特に合否に影響する評定では、6年間10校に誤記載があり、大阪府調査書作成ソフト(府ソフト)の作業時や市校務支援システム(子サポ)から府ソフト加工時で発生。
- ・令和4年度入学者選抜(令和3年度)において、2名の卒業生の合否結果が過誤となり、公立高等学校の合否判定が覆る事態を招いた。

【調査書作成の作業工程】



【誤記載項目の分類】

項目	件数	項目	件数
評定	11	生年月日・性別	8
活動等の記録	16	QR ⊐−ド	2
志願課程	程 3 合計 40件		=

<mark>堺市調査書誤記載検証委員会</mark>

原因究明及び再発防止策・組織運営の検証について意見を聴取

<構成> ※座長及び五十音順・敬称略

竺沙知章(座長)(京都教育大学副学長・教授)

太田佳世(堺市 PTA 協議会前理事)

岡田正次(金蘭会高等学校・中学校校長)

亀井克之 (関西大学教授)

宮本圭子(第一法律事務所弁護士)

第2章 原因究明について

1 学校の対応 (ポイント)

- ・教員の作業手順の理解不足。最後の段階でも点検ができていない。
- ・校内での調査書作成事務体制が形骸化。
- ・市マニュアルの表現が不明確。わかりにくいと思っている教員が7割強。
- ・重要な役割の認識が乏しいことや、ルールを遵守しないリスクがある。
- ・「事務作業は間違えるものだ」という前提にない。
- ・校務分掌や学年集団の枠組みを超えて積極的に関与しない風土。

2 教育委員会事務局の対応 (ポイント)

- ・誤記載事案の改善や公表の是非に係る意思決定等について記録なし。
- ・ライン組織での適正な判断に向けた十分な議論があったか不明。
- ・誤記載を起こした学校の再発防止策を確認していない。
- ・学校が市マニュアルを遵守できていないこと以外の踏み込んだ検討がない。
- ・平成 28 年度からの誤記載について、重大な事案になっていたかも しれないという思いに至らず。

誤記載発生の原因(まとめ)

1) 学校

- ・調査書作成事務の重要性の認識が低い。校務分掌や学年集団の枠組みを超えて 積極的に関与しない風土が、校内の組織体制が形骸化する要因と想定。
- ・「事務作業は人が行う限り間違えるものだ」という前提で点検が行われていない。
- ・誤記載のない学校においても、教員個人の自発的取組により防いでいた可能性がある。

2)教育委員会事務局

- ・重大なインシデントとしての対応が不十分で、重要性の認識の低さや対応力に問題あり。
- ・誤記載発生事案の要因の掘り下げが不十分で、マニュアル遵守に固執した。
- ・市マニュアルの曖昧な表現、進路指導主事のみへの研修実施のほか、誤記載発生校の 再発防止策を確認していないなど、学校に調査書作成事務を委ねてきた。

第3章 再発防止に向けて

過去 6 年間にわたり誤記載を防止できず、2 名の生徒の入学者選抜の合否結果に過誤が生じた。関係する生徒・保護者に重大な影響をもたらし、本市学校教育への信用失墜に繋がるため、教育委員会事務局と学校は、調査書作成事務に真摯に向き合い、その責務を果たす必要がある。

1 検証委員会の意見

1) 学校

- 教育活動は生徒や保護者の信頼のもとで行われていることを常に意識する。教育行政は、学校と教育委員会事務局の双方向でないと良くならない。
- ・「事務作業は間違えるものだ」という認識でそれぞれの立場・役割を理解する。 学校と意思疎通を図ること。
- ・市マニュアルを遵守しない教員には、服務規律違反であると理解させること。・教育委員会事務局自身の内省を学校に示すことが、再発防止に
- ・調査書を事前に見せることは効果的であり、情報公開として当然でもある。
- ・学校が自ら組織力、マネジメント力を高めていく必要がある。

2)教育委員会事務局

- 教育行政は、学校と教育委員会事務局の双方向でないと良くならない 学校と意思疎通を図ること。
- ・教育委員会事務局自身の内省を学校に示すことが、再発防止に 向けて重要である。
- ・学校の危機意識の醸成が課題であり、社会的関心の高い事案である ことから、誤記載があれば公表する姿勢は重要である。

再発防止策

2 学校の課題に対して

- ・校長、教頭を含め教員の各役割を明確かつ厳格に示す。
- ・業務に専念できる全市的な「時間」を設定する。
- ・学校評価の項目に設定するなどで、認識を自ら高める仕組みを構築する。
- ・検証内容を原則的に市マニュアルに落とし込む。
- ・公立高等学校出願前に調査書を生徒・保護者に開示する。

3 教育委員会事務局の課題に対して

- ・組織目標や人事評価などの認識や感度を高める制度的な仕組みを構築する。
- ・進路指導に関する事務体制を検討する。
- ・教員と連携して再発防止策を進める。作業工程の削減やシステム導入を検討する。
- ・市マニュアルが機能しているかの確認を行い、誤記載発生時はすべて公表する。